

## 乙訓ひまわり園短期入所事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人向陵会が設置する乙訓ひまわり園短期入所事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業の短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて必要な支援を適切に行なうものとし、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所は、事業実施にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連帯及び協力を行なう等地域との交流に努めるものとする。

3 事業所は、市町村、他の居宅支援事業者及びその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業所は、支給決定を受けた利用者からの利用申込みに真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合等を除き、利用申込みに応じるものとする。また自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅支援事業者等の紹介等の措置を講ずるものとする。

5 事業所は、事業実施にあたり、市町村が行なう斡旋、調整及び要請並びに京都府が行なう市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行なうものとする。

6 前五項のほか、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所等の人員、整備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第82号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものである。

### (名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 乙訓ひまわり園短期入所事業所

(2) 所在地 京都府向日市上植野町五ノ坪1-1-1

### (従業員の職種及び職務の内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所が行なう業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守さ

せるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

(2) 従業者

医師（嘱託医） 1名

利用者の健康状態の把握を行い、適切な指導、助言を行う。

生活支援員 11名

利用者の食事、入浴、排泄その他必要な日常生活上の支援を行う。

調理員 2名

調理についての指導及び調理室の衛生管理を行う。

従業者は、管理者の指揮管理の下で指定短期入所の提供にあたる。

2 従業員の資質向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 研修 年1回

(指定短期入所事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、宿泊利用5名とする。

(指定短期入所事業の内容及びサービス提供時間)

第6条 事業所で行なう指定短期入所事業の内容は、食事の提供・入浴又は清拭・健康管理・相談その他の日常生活上の必要な支援を行なうものとする。

2 事業所のサービス提供時間は、午後4時入所、翌朝午前9時退所とする。

3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、適切な方法で説明を行うものとする。

4 サービス提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。

5 サービス提供した際は、提出、時間数、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、向日市・長岡京市・大山崎町・京都市西京区・京都市南区桂川以西・京都市伏見区桂川以西とする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定短期入所事業を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所事業を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 食事の提供に係る食材費については、朝食400円、昼食500円、夕食600円を利

用者から徴収するものとする。

- 4 利用者が利用申し込みをしたにもかかわらず、利用者の都合で利用をキャンセルした場合は利用者から次のとおりキャンセル料 800 円を徴収するものとする。ただし、利用日の前日の正午までにキャンセルした場合、キャンセル料は徴収しないものとする。
- 5 第 1 項から第 5 項までの費用の支払いを受けた場合は、当額費用に係る領収証を当額費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対して交付するものとする。
- 6 第 3 項から第 5 項の費用については、契約時に利用者に対し文書にて説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は指定短期入所事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の利用者の健康状態等を事業所へ連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 指定短期入所事業の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうものとする。

- 2 利用者の状態に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者家族に連絡し、必要ならば緊急搬送措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所事業の提供により賠償すべき事故発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業者は、非常災害に備えて消防計画を作成するとともに、消火管理者又は火気消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 従事者に対しては、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由がなく漏らさないことを服務規則により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行なうものとする。

- 2 従業者でなくなった後においても前項の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束の禁止)

第 13 条 事業所は、指定短期入所の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行

動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（虐待防止のための措置）

第14条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じよう努めるものとする。

（苦情解決）

第15条 提供した指定短期入所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事業所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所事業に関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法85条の規定により行なう調査又はあっせんに協力するものとする。

（法制度に係る手続規定の遵守）

第16条 利用者の入所または退所に当たっては、利用者の障害福祉サービス受給者に事業所の名称、入所又は退所の年月日その他必要な事項を記載するものとする。

2 市町村から短期入所給付費の支給を受けた場合は、利用者に係る当該短期入所給付費の額を利用者に対して通知するものとする。

3 利用者が偽りその他不正な行為によって短期入所給付費の支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を設備するものとする。

5 サービス提供に関する記録を利用者毎に整備し、当該サービス提供日が属する年度の年度末の日から起算して5年間保存するものとする。

6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人向陵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から改定、施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定、施行する。